

議案第90号

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年6月12日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第6号中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第18条第4項中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第32条中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。